

有料ごみ処理券は中野区のシールの使用を

清掃事務所
☎(3387)5353 FAX(3387)5389

事業系ごみを区のごみ収集に出す場合は「中野区事業系有料ごみ処理券」が、家庭から粗大ごみを出す場合は「中野区有料粗大ごみ処理券」が、それぞれ必要です(いずれもシール状)。他区の有料ごみ処理券は、中野区内では使用できません。



中野区事業系有料ごみ処理券▶

いずれも、区内のコンビニエンスストアなどの取扱店舗で購入し、ごみ袋または粗大ごみに貼って出してください。最寄りの販売場所は、区HPで確認するか、清掃事務所へ問い合わせを。

なお、粗大ごみの収集には、申し込みが必要です。区HPから手続きするか、電話で粗大ごみ受付センター☎(5715)2255へ(月～土曜日の午前8時～午後7時)。

粗大ごみのページへアクセス▶



繁殖期の

カラスからの被害を防ぎましょう

カラスは、3月～6月ごろに繁殖期を迎えます。「卵」や「ヒナ」を守ろうとして警戒心が強まるため、攻撃されてけがが出る事態も。カラスの習性を知り、寄せ付けない対策を取りましょう。

衛生環境係(中野区保健所)
☎(3382)6662 FAX(3382)6667

巢の近くを通らない

鳴きながら飛び回る、木の枝について大きな音を出すなどの行動は、巢を守るための威嚇行動です。背後から飛んできて、人の後頭部を蹴るなどの攻撃をすることも。

そのようなカラスがいる場所には巢があります。なるべく通らないようにしましょう。☆やむを得ない場合は、帽子や傘などで防御を



餌になるものを与えない

容器に付着したままのマヨネーズなど、油分の多いものはカラスの大好物。カラスは嗅覚が弱い反面、視力が非常に優れています。残飯は、目に付かないよう新聞紙などで包んでからごみ袋に入れ、容器類は、資源回収に出す前に必ず洗ひましょう。また、ごみ集積場では、防鳥ネットを確実にごみに掛けてください。

☆防鳥ネットの貸し出しについて詳しくは、清掃事務所☎(3387)5353・FAX(3387)5389へ問い合わせを



◀ハンガーなどで巧みに作られた巢



巣作りの材料を与えない

都会のカラスの巣は、主に針金ハンガーで作られます。ハンガーは物干しざおなどに固定し、洗濯物と一緒に取り込みましょう。

また、葉や枝が多い樹木は定期的に枝切りをしましょう。

落ちたヒナには近付かない

5月～6月は、ヒナの巣立ちの時期です。翼の力が弱いと地面に落ちてしまうことも。人が近付くと、親ガラスが攻撃してきます。

ヒナが落ちていても近付かず、衛生環境係へ連絡を。専門業者に捕獲を依頼するなど対応します。

お知らせ

民間の廃品回収車にはご注意ください

環境公害係/8階
☎(3228)5799 FAX(3228)5673

区内全域で、民間の廃品回収をうたう車が走行しています。

原則として、民間の廃品回収車が家庭の粗大ごみを収集することはできません。粗大ごみを出す目的で廃品回収車を呼び止めることは、トラブルの原因になります。

「大音量で迷惑している」などの場合には、「110番」へ通報を。

「中野区あんしんすまいパック」助成のご利用を

住宅政策係/9階
☎(3228)5581 FAX(3228)5669

「中野区あんしんすまいパック」は、単身者が民間の賃貸住宅に転居する際に、定期的な見守りと亡くなった際の葬儀費、家財の片付け等を民間事業者が提供するサービスです。単身者の円滑な住み替えを支援します。

一定の要件に合う方は、初回登録料の助成を受けられます。詳しくは、住宅政策係へ問い合わせを。

傍聴を

☆どなたでも傍聴できます。当日直接会場へ

中野区都市計画審議会

都市計画課庶務係/9階
☎(3228)8840 FAX(3228)5668

4月13日(月)午後2時から
区役所4階第1委員会室
☆先着25人。午後1時30分から会場で受け付け

通学路の安全確保にご協力を

学事係/5階
☎(3228)5459 FAX(3228)5680

4月は入学・進級の時期です。新1年生を始め、子どもたちが安心して学校へ通えるよう、教育委員会では、保護者や地域の方と協力し、登下校の見守り活動や防犯パトロールなどを行っています。

地域のみなさん、ドライバーのみなさんも通学路の安全確保にご協力をお願いします。



国民健康保険の加入・喪失の届け出は14日以内に

資格課係/2階
☎(3228)5511 FAX(3228)5655

届け出が必要な場合

国民健康保険への加入＝職場の健康保険をやめた時、家族の扶養から外れた時。健康保険資格喪失証明書(退職証明書、離職票など)が必要 ☆加入の届け出が遅れた場合でも、保険料は資格発生日までさかのぼって納付する必要があります。ただし、原則として保険給付をさかのぼって受けることはできません
国民健康保険の喪失＝職場の健康保険に加入した時。国民健康保険証と職場の健康保険証が必要 ☆他の健康保険に加入した後、中野区の国民健康保険証を使って受診した場合は、区が負担した医療費を返還する必要があります

前記の他に必要な書類

加入・喪失いずれの手続きとも、世帯主のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カードなど)と、本人確認書

類(運転免許証、パスポートなど)
手続き場所 地域事務所、区役所2階5番窓口 ☆短期証・資格証明書を持っている方の受け付けは区役所のみ

問合せ先 加入・喪失の届け出について＝資格課係、保険給付について＝国保給付係☎(3228)5508

国民年金保険料についてのお知らせ(2件)

国民年金係/1階
☎(3228)5514 FAX(3228)5654

次の①②とも、内容などについて詳しくは、中野年金事務所☎(3380)6111へ問い合わせを。

①令和2年度の保険料

国民年金保険料は、年度ごとに改定されます。令和2年度の保険料月額額は、前年度より130円引き上げられ、16,540円となります。

納付書は、今月上旬に、日本年金機構から1年分まとめて郵送されます。各月の納付期限を確認して、期限内に支払ってください。

なお、1年分または6か月分を前払いできる納付書も同封される予定です(納期限4月30日)。まとめて前納すると、割引が適用されます。また、2年分をまとめて前納したい場合は、年金事務所へ申し出を。

支払方法 金融機関・コンビニエンスストアでの現金支払い ☆別途手続きすれば、口座振替、クレジットカード払いも可能。なお、コンビニエンスストアでは30万円を超える納付はできません

②産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者の妊産婦の方は、出産前後の4か月(多胎の場合は6か月)の保険料が免除される制度です。出産予定の6か月前から手続きできます。必要書類などについて詳しくは、中野年金事務所へ問い合わせを。
☆妊娠85日(4か月)以上であれば、死産・流産された方も対象